

8. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和7年度第25回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は永尾会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には古賀氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第5号農地法第3条の規定による区分地上権の設定(案)3件についてと、議案第6号農地法第5条の規定による農地の一時転用(案)について議題に供します。事務局から議案第5号及び議案第6号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第5号農地法第3条の規定による区分地上権の設定(案)3件及び、議案第6号農地法第5条の規定による農地の一時転用(案)について、関連する議案のため併せて説明をいたします。尚、本日は申請者であるレスター様にも補足説明のため出席していただいております。1ページをご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第5号及び議案第6号について内容を説明】

説明は以上です。

なお、土地改良区との再協議が総会後に行われることとなっております。その協議が整う事を前提に審議をお願い致します。

議長

ありがとうございました。何か質問等はございませんか。

永尾推進委員

地域活動への協力内容と、その際の人員はどれくらいを考えておられるのか。

レスター

説明あり

除草作業等協力したい。2.3名での対応検討

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号農地法第3条の規定による区分地上権の設定(案)について(3件)、議案第6号農地法第5条の規定による農地の一時転用(案)について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案第5号農地法第3条の規定による区分地上権の設定(案)について(3件)及び、議案第6号農地法第5条の規定による農地の一時転用(案)について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。

他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

事務局長

ラジコン草刈機実演会 7月24日(木)14時
浦川内溜池

副議長

それではこれをもちまして、第25回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は、8月5日(火)に開催いたします。本日はお疲れ様でした。

※後日、申請内容に変更があった為、議案第5号農地法第3条の規定による区分地上権の設定について(3件)及び、議案第6号農地法第5条の規定による農地の一時転用について(1件)を再審査する事とした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員